

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：仲多度南部消防組合

令和8年6月18日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	63%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別 ※採用年度を勤続1年目とし、年度単位で算出している。

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	82.0%

【説明欄】

1.全職員に係る情報に関する説明
・ 男女の給与差については、平均勤続年数の差が主に影響しています。
・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）は在職していません。
2. (1) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報に関する説明
・ 役職段階別の区分表に該当する女性職員は在職していません。
2. (2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報に関する説明
・ 勤続年数6年以上の区分に該当する女性職員は在職していません。
・ 「1～5年」について、大卒採用と高卒採用で区分に該当する職員の基本給与額の差が影響し、給与の差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合に関する説明
・女性職員は在職しているが、管理的地位にある女性職員がいないため割合を算出していない。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合に関する説明
女性職員は在職しているが、係長級以上の女性職員がいないため割合を算出していない。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	33.3%	—	—	—
1週間以上2週間未満	0.0%	—	—	—
2週間以上1月以下	50.0%	—	—	—
1月超3月以下	16.6%	—	—	—
3月超6月以下	0.0%	—	—	—
6月超9月以下	0.0%	—	—	—
9月超12月以下	0.0%	—	—	—
12月超24月以下	0.0%	—	—	—
24月超	0.0%	—	—	—

【説明欄】

1. (1) 常勤職員の男女別の育児休業取得率に関する説明

- ・女性職員で取得対象者がいないため算出していない。

1. (2) 会計年度任用職員の男女別の育児休業取得率に関する説明

- ・会計年度任用職員が在職していないため算出していない。

2. 男女別の育児休業取得期間の分布状況に関する説明

- ・女性職員で取得対象者がいないため算出していない。
- ・会計年度任用職員が在職していないため算出していない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等(毎日勤務の職員)	4 時間／月
内部部局等以外(隔日勤務の職員)	11 時間／月
手当対象者全員	10 時間／月

【説明欄】

V 職員の勤務時間の状況 ・消防業務という特性上、緊急時の対応や災害時の対応等、超過勤務が避けられない場合もあり、現場に出場する内部部局以外の職員の平均は11時間となっている。事務作業の超過勤務時間については、業務の効率化を推進し、時間外勤務の短縮に努めている。
